

北海道災害弔慰金等支給要綱

昭和 47 年 4 月 1 日
昭和 48 年 9 月 24 日一部改正
昭和 53 年 10 月 24 日一部改正
平成 5 年 1 月 1 日一部改正
平成 6 年 10 月 1 日一部改正
平成 16 年 4 月 1 日一部改正
平成 18 年 4 月 1 日一部改正
平成 22 年 4 月 1 日一部改正
北 海 道

(趣 旨)

第 1 この要綱は、災害により被災した道内居住者に対し、知事が災害弔慰金等を支給する基準を定めるものとする。

(災害の場所)

第 2 この要綱を適用する災害の発生場所の範囲は、道内とする。ただし、知事が特に認めた場合は、道外であっても適用することがある。

(支給の対象)

第 3 災害弔慰金等の支給対象は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 災害対策基本法に定める災害、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じた災害による死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）
- 2 民間企業の鉱山、工場又は事業所における大規模な災害及び多数の遭難を伴った出漁船の海難による死亡者
- 3 規模又は、態様が異常な災害による死亡者
- 4 前各号に掲げる災害の応急対策に従事中の死亡者
- 5 前各号に掲げる場合の他、警察法第 2 条及び自衛隊法第 83 条並びに海上保安庁法第 5 条の規定により人命救助に従事中の死亡者
- 6 前各号に掲げる場合の重傷者（1 箇月以上医師の治療を受ける必要のあるもの）で、知事が認めた者

(災害弔慰金等の種類及び受領者)

第4 災害弔慰金等の種類及びその受領者は、次に掲げるとおりとする。

区 分	種 類	受 領 者
死 亡 者	弔 慰 金	被災者の遺族
重 傷 者	見 舞 金	被災者本人

(支 給 額)

第5 災害弔慰金等の支給額は、次に掲げる額の範囲内とする。

区 分	死 亡 者	重 傷 者
災害応急対策等業務従事中の被災者	200千円	100千円
上記以外の被災者	100	50

(支給除外)

第6 第3に掲げる対象者であっても、被災者の責めによる場合は、支給しない。

2 北海道消防表彰規則（昭和26年北海道規則第174号）第3条の規定による弔慰金等の受給者には、支給しない。

(支給事務)

第7 災害弔慰金等の支給事務は、総務部危機対策局危機対策課において取り扱うものとする。